

令和 5 年 12 月教育委員会定例会議事録

1 日時 令和 5 年 12 月 18 日（月）午後 2 時から

2 場所 鈴鹿市役所 本館 11 階 教育委員会室

3 出席 教育長（廣田隆延）

教育委員会委員（下古谷博司、山中秀志、松嶋康博、笠井智佳）

4 議場に出席した職員

教育委員会事務局教育次長（伊川歩）、教育委員会事務局参事（三浦洋子）、参事兼教育総務課長（鈴木明）、参事兼教育政策課長（小林佐織）、学校教育課長（藤見忠）、参事兼教育指導課長（西村佳代子）、教育支援課長（津田由美子）、子ども育成課長（善福一博）、書記（木葉健介）、書記（久住孝大）

5 議事

（1）専決（大木中学校外構及びグラウンド整備工事請負契約）の承認について

（教育政策課）

（2）天栄中学校区における学校再編計画について

（教育政策課）

（3）令和 6 年度教職員人事異動基本方針について

（学校教育課）

（4）鈴鹿市天野奨学金規則の廃止について

（学校教育課）

（5）鈴鹿市立幼稚園条例の一部改正について

（子ども育成課）

6 報告事項

（1）「鈴鹿市教育振興基本計画」（案）について

（教育総務課）

7 その他

（1）令和 6 年 1 月教育委員会定例会の開催について

（教育総務課）

8 傍聴人 4 名

（教育長）皆様、こんにちは。定刻となりましたので、ただ今から令和 5 年 12 月教育委員会定例会を開催します。

本日の議事録署名委員は、笠井委員にお願いいたします。

それでは、会議の冒頭に、傍聴者の方から会議の録音及び写真撮影の申し出がありました。個別の許可については、出席委員にお諮りさせていただくことになっております。

会議の録音及び写真撮影を許可することに御異議はございませんでしょうか。

（委員一同）異議なし

(教育長) それでは、議事に入ります。議案第 2096 号専決「大木中学校外構及びグラウンド整備工事請負契約の承認について」をお諮りします。

(書 記) 議案を朗読

(参事兼教育総務課長) 提案理由でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づき市長から意見を求められた大木中学校外構及びグラウンド整備工事請負契約の締結について、鈴鹿市教育委員会の教育長への事務委任等に関する規則第 3 条第 1 項の規定により専決したので、同条第 2 項の規定により、この議案を提出いたします。

(参事兼教育政策課長) それでは、議案第 2096 号専決「大木中学校外構及びグラウンド整備工事請負契約」につきまして、説明申し上げます。1 ページを御覧ください。「大木中学校外構及びグラウンド整備工事」の請負契約につきましては、契約金額 2 億 1,552 万 3 千円で西口建工・奥村産業特定建設工事共同企業体と工事請負契約を締結しようとするものでございます。工事期間につきましては、議決の日から令和 7 年 3 月 10 日までとしております。資料 3 ページは、大木中学校の位置図でございます。

続きまして、資料 4 ページの配置図を御覧ください。図の斜線部分が、外構及びグラウンドを整備する箇所でございます。工事の概要でございますが、外構につきましては、敷地周囲のフェンスの設置や、駐車場等を整備いたします。グラウンドにつきましては、砂が飛散しにくく、雨上がりの水はけが良い舗装により整備するものでございます。説明は以上でございます。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

(教育長) ただ今の議案に御質問、御意見がございましたら、お伺いしたいと思います。

(教育長) それでは、御意見もないようですので、お諮りします。議案第 2096 号専決「大木中学校外構及びグラウンド整備工事請負契約」を原案のとおり承認することに御異議はございませんでしょうか。

(委員一同) 異議なし

(教育長) 御異議がないようですので、議案第 2096 号を原案のとおり承認いたします。

それでは、次に、議案第 2097 号の「天栄中学校区における学校再編計画について」をお諮りします。

(書 記) 議案を朗読

(参事兼教育総務課長) 提案理由でございますが、天栄中学校区における学校再編計画を定めるについて、鈴鹿市教育委員会の教育長への事務委任等に関する規則第 1 条第 1 号の規定により、この議案を提出いたします。

(参事兼教育政策課長) それでは、議案第 2097 号「天栄中学校区における学校再編計画」につきまして、説明申し上げます。「学校再編計画」につきましては、8月の教育委員会定例会において、再編計画の素案の説明をさせていただきました。その後、8月21日から9月20日までの期間、意見募集を行いました。また、再編の内容を直接説明するため、意見募集期間中の9月9日(土)に天栄中学校の体育館において説明会を開催し、87人の方に御参加いただきました。意見募集については、45人の方から意見提出がございました。提出された御意見については、地域の関心も高いことから、特定の個人につながらないように類型化して、10月20日に教育委員会のホームページにおいて公表いたしました。また、11月22日に開催されました「鈴鹿市自治会連合会ブロック別行政懇談会」では、学校再編に係る地域の自治会の皆様から、再編内容に関する御意見のほか、情報発信の強化や、再編後の学校施設のあり方、地域のつながりや活性化に向けた御要望をいただきました。これらの御意見を参考にして、「再編計画(素案)」の修正を行いました。

それでは、議案書6ページを御覧ください。「1 はじめに」でございますが、資料「天栄中学校区における学校再編計画(案)」について、黄色で着色した箇所が、「素案」から修正したものとなっております。なお、修正に伴うページ数のズレについては対応済みであり、年号の表記や、字句等の修正部分は計画内容に関わる本質的な修正ではないことから、着色はしていません。

続いて、「2(素案)からの修正に当たっての考え方」でございます。資料にあるイラストとその下にあります【審議事項のポイント】を併せて御覧ください。このイラストは、このたびの「学校再編計画」の核となる部分であり、「素案」から変更はございません。【審議事項のポイント】にございますとおり、令和14年4月をめどに、天栄中学校区の4つの小学校と天栄中学校を1つの学校として、新たな教育環境として本市のモデルともなる「義務教育学校」の早期開校をめざします。「義務教育学校」開校は、予定では9年先になりますが、その間には、合川小学校、天名小学校の2校で複式学級が発生し、その状況は今後も続く見込みとなっております。複式学級の発生による、学校運営上の課題は多岐にわたり、児童に与える影響が大きいと考えられることから、教育委員会としましては、複式学級の解消に向けて取り組んでいかなければならないとの従来の考えに変更はございません。そこで、合川小学校、天名小学校の2校に郡山小学校を加えた3校により令和8年4月に、現在の郡山小学校の校舎を活用して「新たな小学校」を開校いたします。「新たな小学校」では、複式学級の解消だけでなく、先進的な教育を実践することで、より良い教育環境の実現に向けて取り組み、この取組を「義務教育学校」への円滑な移行につなげていきたいと考えております。

続いて、2ページの「3 主な修正箇所」では、修正内容と該当ページを記載いたしました。修正内容の説明にあたりましては、資料の「再編計画(案)」の該当ページを御覧いただく形で進めさせていただきます。それでは、「再編計画(案)」の3ページを御覧ください。主な修正箇所の1つ目は、「複式学級」が発生する基準を追加した点になります。そして、4ページ、5ページでございますが、複式学級とはどのような授業形態になるのか、具体的な説明を加えました。4ページでは、複式学級では直接指導と間接指導を組合せ、複数の学年を1人の教員が行き来しながら指導する必要がある場合が多い

との解説を加え、5 ページの下段には、新たに、直接指導と間接指導の注釈を加えました。続いて、11 ページを御覧ください。今年度の「20 年推計」を基に、天栄中学校区の 4 つの小学校の児童数及び学級数の推計表の下に、推計の条件を追加いたしました。

次に、12 ページになります。これは、「改正学校教育法」に関わる表現について整理したのになります。小中一貫教育制度が整備された学校教育法の改正は、平成 27 年 6 月に公布され、翌年の平成 28 年 4 月に施行されております。「素案」では、公布時期に基づいた記載と施行時期に基づいた記載の両方があったため、意見募集の中でも御指摘いただき、施行時期に基づく記載に統一する形で整理をいたしました。また、13 ページには、参考資料として、義務教育学校の設置が可能となった平成 28 年度以降の設置状況を示すため、公立義務教育学校の数とその学校に通う児童生徒数の推移のグラフを追加しております。続いて、16、17 ページは、「義務教育学校」開校に向けて、今後、検討すべき課題に関する内容になります。

まず、「基本的な考え方の整理」では、「義務教育学校」の開校に合わせて本市で初めて導入する「小中一貫教育」について、意見募集で「今後、どのように準備をしていくのか」といった質問がありましたことから、「小中一貫教育ビジョン」の策定期間を令和 6 年度を目途とすることや、策定にあたって、整理していく内容を記載しました。

次に、「再編計画の策定に向けた整理」になりますが、これは、「義務教育学校」の開校に向け、令和 9 年度を目途に、新たな計画の策定をするという内容でございます。16 ページでは、大きく 2 つの修正をしております。1 つ目は、栄小学校区の児童への対応となります。天栄中学校区には 4 つの小学校がありますが、そのうち合川、天名、郡山の 3 小学校が、令和 8 年度に「新たな小学校」として再編した後、令和 14 年度に栄小学校、天栄中学校を加えて「義務教育学校」を開校することとなるため、栄小学校の児童が、「義務教育学校」での新たな学校生活を安心して始められるように、開校前から交流や連携などを深めていくなど計画的に取組を進めていく必要性を記載いたしました。2 つ目は、稲生小学校区の児童への対応になります。稲生小学校区の指定校である白子中学校が、大規模校であることから平成 28 年度以降、通学区域の弾力化の取組で、稲生小学校区の児童の天栄中学校への就学を認めてきたというこれまでの経緯から、「義務教育学校」が開校すると、「今後の取組はどうなるのか。どのように検討していくのか。」といった意見がございました。そこで、16 ページには、「義務教育学校」で実施を予定している市内各地から募集する特認校制度の制度設計に当たっては、これまでの取組内容を踏まえて、円滑に移行していけるように配慮が必要であることを記載しております。17 ページには、これまでの稲生小学区から天栄中学校への就学状況を新たに記載いたしました。続いて、18 ページには、「新たな小学校」開校の必要性を記載しております。合川小学校、天名小学校の児童数の将来推計を踏まえると、小学校卒業までの間、最大で 4 年間、同一児童が連続して複式学級を経験することや、複式学級が存在する規模の学校では、複式学級となる児童だけでなく、その他の学年の児童に対しても教育上の課題が及ぶなど、児童の学びと今後の成長に影響することを新たに図表も用いて具体的に記載いたしました。

続いて、20 ページを御覧ください。ここでは、合川小学校での複式学級の対応について記載いたしました。合川小学校では、令和 6 年度から「新たな小学校」開校までの 2

年間、複式学級が発生することから、その対応について記載しております。続いて、21 ページから 22 ページを御覧ください。「素案」にはなかったものですが、「学校施設の維持・改修等に係る財政的負担について」という項目を、新たに設けました。ここでは、「新たな小学校」の開校に伴い、想定される郡山小学校の改修経費と「新たな小学校」を開校しない場合に想定される、合川小学校及び天名小学校の改修、維持管理経費を記載しております。これは、意見募集や説明会、市議会からの意見として、「財政面についても触れるべきである」、「天名、合川小学校についてどれくらいの費用がかかるのか」といった意見に対応した修正となります。概算費用の規模は、22 ページに記載しておりますが、「新たな小学校」開校に当たり必要となる郡山小学校の改修に係る経費は、約 1 億 6 千万円と試算しております。

一方、「新たな小学校」を開校せず、合川小学校、天名小学校を存続した場合、想定する改修に伴う概算経費と維持管理経費は、2 校合わせて約 3 億 1,500 万円と試算いたしました。郡山小学校の改修については、学校再編計画が確定後、精査をしていくことになりますが、校舎等の整備については、財政上の見通しも踏まえ効果的な内容となるよう取り組んでまいりたいと考えております。続いて、23 ページになりますが、参考資料④「学校再編の各パターンにおける学級数の検証」のグラフの下解説の部分をご覧ください。合川・天名・郡山の 3 小学校の再編パターンで、資料ではピンク色の棒グラフになりますが、令和 17 年度まで適正規模を維持できる見込みとなっている一方、「義務教育学校」の開校年度は、令和 14 年度としていることについて、全国的に想定よりも早く少子化や人口減少が進んでいる近年の状況なども踏まえ、再編時期を前倒しすることも念頭に入れて検討していく必要性を記載しております。

続いて、24 ページを御覧ください。ここでは、「新たな小学校」開校に向けて、今年度中に、準備委員会の設置要綱を制定し、令和 6 年 4 月に準備委員会を立ち上げることを明記いたしました。また、24 ページの後半部分になりますが、「新たな小学校」の開校に向けた準備を適切かつ迅速に進めていくため、専門部会を設置することを明記し、25 ページには、準備委員会の取組体制のイメージを記載いたしました。続いて、30 ページの「跡施設に関すること」を御覧ください。意見募集や行政懇談会では、「学校再編後の施設のあり方について、どのように検討していくのか」といった御意見をいただきましたことから、文部科学省が公表しております、全国の廃校後の活用事例を参考にしつつ、調査研究を進めていくことを追加しました。31 ページは、「学校再編の取組に関する情報発信について」という項目を新たに加えました。計画策定後は、「新たな小学校」の開校に向けて具体的に準備を進めていくことになることから、これまで以上に情報発信を強化するとともに、質問しやすい環境づくりや、未就学の子を持つ親への周知方法など新たな取組の検討を進めていくことを記載いたしました。そのほか、注釈の内容を追加・修正し、参考資料 40 ページに、新たに「よくある質問」という項目を加えるなど、修正を加えております。主な修正箇所の説明は以上になります。

最後に、今後のスケジュール案になります。議案書に戻り、10 ページの「4 今後のスケジュール（案）」を御覧ください。再編計画が決定いたしましたら、12 月下旬に、「再編計画」、「意見募集回答」を教育委員会のホームページにて公表いたします。また、天栄中学校区の保護者や地域の方に周知を図るため、まずは、令和 6 年 1 月 5 日に、関係

する自治会の自治会長を対象に、説明会をさせていただきます。その後、「教育委員会のお知らせ」を、1月20日号の広報に合わせて合川、天名、郡山、栄の4小学校区に配布いたします。1月から3月には、「新たな小学校」開校に向けた準備委員会設置要綱を制定し、令和6年4月に、準備委員会を立ち上げる予定でございます。説明は以上でございます。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

(教育長) ただ今の議案に御質問、御意見がございましたら、お伺いしたいと思います。

(松蔭委員) 説明ありがとうございます。前回から資料に修正点を踏まえていただいて、大変分かりやすい資料になったと思います。特に、参考資料40ページの少人数指導と複式学級の指導の違いのところで、複式学級では、いわゆる「わたり」が発生するとあります。当然、複式学級でも、良い点があるということを認識しておりますが、総合的に考えると、教育委員会としては、複式学級を発生させない、発生するにしてもそれに適切に対応してくという方向性であると認識しております。私自身も複式学級について、色々考えると、どうしても教職員のスキルや慣れといったもので、その学級自体が左右される、不安定になるということや、その学級の児童生徒のまとまりについて、1年生、2年生の学級と5年生、6年生の学級では、背景も異なってくるため、すごく不安定であるということが、どうしてもデメリットとして大きく影響するため、そこを一番危惧しています。そういったところで、学校再編を行うことについては、すごく理解ができるわけです。実質的には、令和8年度までの間において、合川、天名で複式学級が発生してしまうというところに対して、学校再編を前提にはしていますけれども、その至るまでの間に発生する合川と天名の子どもたちが、どうしても不安定な状態が発生すると思います。そのことについて、現時点で確定的な話はないとは思いますが、その期間内において、合川、天名に対して考慮すべきこととして、例えば、補助人員をプラスするであるとか、児童生徒の皆さんをフォローアップできるように検討すべきであると思うのですが、その点についてはいかがでしょうか。

(学校教育課長) 委員に御心配いただいております不安定なところについては、こちらも懸念しているところでございます。現在、県教育委員会や本市の財政課に対し、その不安定なところを解消できるような人的措置を要望しているところでございます。

(参事兼教育指導課長) 来年度から発生する複式学級に向けて、2年生と3年生のカリキュラムでは、教育指導課で先進地へ視察しながら、2年生と3年生が「わたり」をする場合と「わたり」をしない場合のカリキュラムの編成をどのようにしていくかについて、合川小学校と連携して検討しております。それから、既に複式学校で指導をしている亀山市の授業の視察を受け、3学期からは、教育指導課と合川小学校が連携して複式学級の模擬授業を予定しております。統合するにあたり、ICT端末を活用し、郡山・合川・天名の子ども同士が交流できるような取組を検討しています。

(松蔭委員) 県への要望とは、加配の要望という理解でよいでしょうか。

(学校教育課長) 委員のおっしゃるとおりでございます。

(松寫委員) 現在、カリキュラム編成や亀山市の授業見学といった取組を始めていることについて、理解ができました。やはり、最終的には学習進捗の遅れや、複式学級において「わたり」をしていることにより、児童生徒の細かな日常の変化に気付けないということは、何としても回避する方向性で、引き続き取り組んでいただくようお願いします。

(笠井委員) 天栄中学校区における学校再編計画(案)の11ページの表にお示しいただいているように、20年推計で児童数も減少傾向にあるという傾向が明らかですが、ただ、この問題は、天栄中学校区だけではなく、人口減少や少子化は、ほかの学校においても関係してくると思います。ほかの地域で、今後、どのように対応していくかについて教えていただけましたらと思います。

(参事兼教育政策課長) 委員がおっしゃるとおり、推計上では、令和10年度に井田川小学校、令和11年度には、庄内小学校で複式学級が発生する見込みになっております。学校規模適正化・適正配置に関する基本方針に基づきまして、適切な時期に、その地域に赴き、現状説明をさせていただきたいと考えております。すぐそこにまで迫ってきておりますが、しっかりと取り組んでいきたいと考えております。

(山中委員) 資料17ページについてですが、改めて見てみると、稲生小学校区から約3、4割に達する、結構な人数が天栄中学校に通われている。この点について、「義務教育学校」になっていった時に、現在の6・3制というものが、色々と形が変わりながら、カリキュラムが変更になってくるであるとか、今後、検討していかないといけない問題があると思います。その流れの中で、稲生小学校区から天栄中学校に通われている、結構な人数の子どもたちに対してどう対応していくのか、そこを明確化していかないと、保護者の方も天栄中学校に通わせてもいいのか、やっていけるのであろうか、本来の白子中学校区へ通うべきであらうかなど、思い悩むところがあると思います。この部分について、早急に、市教委としての明確な具体案を示していくことが必要であると思うのですが、そのあたりについての考えを教えてください。

(参事兼教育政策課長) 稲生小学校につきましては、課題が多いと考えております。今後、「義務教育学校」の開校に向けて、通学区域の弾力化の見直し等も含めまして、制度設計を進めていこうと思っております。やはり、稲生小学校の保護者の方も、開校が近づいてきますと、非常に不安に思われますので、できる限り早い段階で情報提供として「現在、こういう状況にあります。」など、具体的な情報をお示ししていきたいと考えております。

(山中委員) 是非、早い段階で情報発信をしていただきたいと思います。

(下古谷委員) 追加資料の作成をいただきありがとうございます。この計画がどんどん進み、決定しましたとなると、地元・地域の方々から、学校を存続して欲しい、新しく通学していくにはどうしたらよいのかなど、色々な意見が出ようかと思います。そういったところとかも、地域の方に丁寧な説明が必要だと思いますが、このあたりどのようにお考えでしょうか。

(参事兼教育政策課長) 情報発信につきましては、この事業が始まったときから課題としていっているところでございます。これまで広報に合わせて「教育委員会からのお知らせ」を配布させていただいたのですが、なかなか浸透しづらいと。自治会長様からも、何かよい方法はないかという御意見もいただいておりますので、今できることはしっかりやっているのですが、未就学の児童にどのようにお知らせしていくかということもありますので、これから学校に入る方に関しては、保育所や幼稚園にお願いするなどして、情報提供をしていきたいと思っております。地域の方に対しましても、自治会長様と相談させていただきながら、一人でも多くの方に御理解いただけるよう進めていきたいと考えております。

(下古谷委員) やはり地域の方々への丁寧な説明が大切だと思いますので、よろしくお願いします。

(山中委員) 気づきにくいところにまで配慮していただき、色々な課題や今後見えてくることを挙げていただきありがたいなと思います。3ページの「学級数に関する視点」のところ、たくさんの課題が挙げられており、1つずつを見ると納得するのですが、真ん中あたりに、「上級生・下級生間のコミュニケーションが少なくなる」となっているのですが、これについてなかなか理解できないところがありましたので、説明をお願いします。

(参事兼教育政策課長) これは、国が示してきたものを整理したものになるのですが、全体的に児童数が減少することで、上級生、下級生の立場としてのコミュニケーションが減ってくることであると理解しています。全体数が減ることにより、上級生と下級生の区切りがなくなってしまうことで、集団における上級生としてのリーダーシップを発揮できないまま、少人数で交流してしまうことを想定していると考えております。

(下古谷委員) 資料の中を見せていただきますと、「義務教育学校」という言葉が、なかなか聞き慣れないと思います。13ページあたりで、「義務教育学校」が2016年の改革で始まってきたということで、2020年で172校となっており、ほぼ1年に25校ずつ増えてきています。「義務教育学校」というシステムについて、12ページにもあるとおり、小学校の6年間という枠、中学校の3年間という枠、それにとらわれることなく、9年という新規の教育課程が築けるとなっています。個人的には、文部科学省が出している2040年のグランドデザインというものがあり、今後、学生も社会も多様性というところで変化し、新たなこれまでに体験したことのないような課題も生まれてくるため、新たな教

育をしていこうとしたときには、枠組みに囚われるのではなく、新たな発想も必要になってくると思っています。そういう中での「義務教育学校」の導入は、個人的には賛成しています。最近、言われてきている、非認知能力をどんどん育てていくとなると、枠に囚われるのではなく、新たな教育課程が必須になってくると思います。そういう意味で、本市で「義務教育学校」が実行されていくと、モデル校というようなイメージになると思いますので、ぜひ、じっくりと考えながら、実の伴うような、そんな学校にしていって欲しいと思います。

(教育長) 低、中、高学年とあるなかで、例えば、低学年と中学年の複式学級、低学年同士の複式学級、中学年、高学年の複式学級、高学年同士の複式学級では、何か違いや影響はありますか。

(参事兼教育指導課長) 低、中、高学年同士の複式学級であれば、学習指導要領上で示されている目標が、それぞれ低、中、高学年ごとにありますので、同じ教室での指導が可能となりますが、例えば、2年生、3年生での複式学級となりますと、低学年における生活科が3年生では社会科となり教科が異なります。それを学習指導要領上の目標に照らした指導をしていくとなると、学年間で目標が似ている教科とそうでない教科があるため、低と中学年、中と高学年の複式学級では、何を「わたり」にするかなど、カリキュラム編成上の課題が多いと考えております。

(山中委員) 来年度から複式学級が発生するとなると、今が12月ですので、時間的には3か月しかないという気がしているのですが、当該校における動きを教えてください。

(参事兼教育指導課長) カリキュラム編成、どの教科で「わたり」を実施するかについても、学校と教育指導課で協議し、ほとんど決まっております。先ほど学校教育課長から説明がありましたように、加配が付いた場合の配置や工夫のシミュレーションをパターン別に検討しており、3学期では、そのパターン別に授業を実践していくことで進めております。

(教育長) ほかによろしいでしょうか。それでは、御意見もないようですので、お諮りします。議案第2097号「天栄中学校区における学校再編計画について」を原案のとおり承認することに御異議はございませんでしょうか。

(委員一同) 異議なし

(教育長) 御異議がないようですので、議案第2097号を原案のとおり承認いたします。

それでは、次に、議案第2098号の「令和6年度教職員人事異動基本方針について」をお諮りします。

(書 記) 議案を朗読

(参事兼教育総務課長) 提案理由でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 21 条第 3 号の規定に関する教職員人事異動基本方針を定めるについて、教育委員会の議決を得るため、この議案を提出いたします。

(学校教育課長) それでは、私からは議案第 2098 号「令和 6 年度教職員人事異動基本方針」につきまして、御説明申し上げます。議案書の 12 ページを御覧ください。昨年度と大きな変更点はありません。読み上げまして説明とさせていただきます。

令和 6 年度教職員人事異動基本方針。県の人事異動基本方針をふまえ、教職員の人事異動を積極的に推進し、鈴鹿市の教育の振興と刷新を図る。

令和 6 年度 教職員人事異動基本方針（三重県教育委員会）。令和 6 年度は、現在策定を進めている「三重県教育ビジョン（仮称）」がスタートする年度であり、「未来の礎となる力の育成」、「未来を創造し社会の担い手となる力の育成」などを掲げ、様々な施策を展開するとしているところである。このため、各学校では、これらの施策を着実に推進し、本県の教育水準を向上させ、県民の公教育に対する信頼を高めていかなければならない。また、家庭や地域と連携・協力して魅力ある学校づくりに取り組むとともに、今後も、質の高い学校経営を目指して継続的な改善を一層推進する必要がある。こうした中で、教職員一人ひとりが、やりがい高め、その能力を十分に発揮し、使命感と情熱を持って、児童生徒の目線に立った教育の実践に取り組めるよう、次の基本方針に基づき、積極的、計画的な人事異動を行う。

「1 それぞれの学校の経営方針に資するため、教職員の適正配置に努める。」、「2 校長の意見を尊重する。」、「3 教職員の年齢・教科・勤続年数等を考慮し、学校運営組織の充実に努め、あわせて気風の刷新を図る。」

鈴鹿市内人事異動基本原則。「(1) 人事異動については、学校又は個人にとって著しく公平を欠くことのないようにする。」、「(2) 人事異動にあたっては、原則として現任校勤務 3 年以上の者を対象とする。」、「(3) 現任校での勤務年数は、原則として 8 年を限度とする。」、「(4) 近親者（血族 3 親等、姻族 2 親等）の同一校勤務は、できる限りこれを避ける。」、「(5) 往復人事異動（A 校←→B 校）は、できる限りこれを避ける。」、「(6) 特別な条件を伴う人事異動については、検討する。」

上記の内容は、市立幼稚園教員にも準用するが、幼稚園のみ(2)、(3)を以下のとおりとする。「(2) 人事異動にあたっては、現任園での勤務年数の最低ラインを定めない。」、「(3) 現任園での勤務年数は、原則として 6 年を限度とする。」以上でございます。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

(教育長) ただ今の議案に御質問、御意見がございましたら、お伺いしたいと思います。

(教育長) それでは、御意見もないようですので、お諮りします。議案第 2098 号「令和 6 年度教職員人事異動基本方針」を原案のとおり承認することに御異議はございませんでしょうか。

(委員一同) 異議なし

(教育長) 御異議がないようですので、議案第 2098 号を原案のとおり承認いたします。

それでは、次に、議案第 2099 号の「鈴鹿市天野奨学金規則の廃止について」をお諮りします。

(書 記) 議案を朗読

(参事兼教育総務課長) 提案理由でございますが、鈴鹿市天野奨学金規則を廃止するについて、鈴鹿市教育委員会の教育長への事務委任等に関する規則第 1 条第 2 号の規定により、この議案を提出いたします。

(学校教育課長) それでは、私からは、議案第 2099 号「鈴鹿市天野奨学金規則の廃止」につきまして、説明申し上げます。14 ページを御覧ください。天野奨学金制度は、鈴鹿市出身の故 天野 修一氏の御遺族から、本市へいただいた寄附金を奨学基金として、昭和 54 年から事業を実施してまいりました。奨学基金の残額を考慮し、平成 31 年度で新規の受付を終了いたしまして、令和 4 年度末をもって、奨学金制度が終了したことにより、本規則を廃止するものでございます。説明は以上でございます。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

(教育長) ただ今の議案に御質問、御意見がございましたら、お伺いしたいと思います。

(教育長) それでは、御意見もないようですので、お諮りします。議案第 2099 号「鈴鹿市天野奨学金規則の廃止について」を原案のとおり承認することに御異議はございませんでしょうか。

(委員一同) 異議なし

(教育長) 御異議がないようですので、議案第 2099 号を原案のとおり承認いたします。

それでは、次に、議案第 2100 号の「鈴鹿市立幼稚園条例の一部改正について」をお諮りします。

(書 記) 議案を朗読

(参事兼教育総務課長) 提案理由でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づき市長から意見を求められた鈴鹿市立幼稚園条例の一部を改正する条例案について、教育委員会の議決を得るため、この議案を提出いたします。

(子ども育成課長) それでは、私からは、議案第 2100 号「鈴鹿市立幼稚園条例の一部改正」につきまして、説明申し上げます。15 ページを御覧ください。鈴鹿市立幼稚園の再編整

備につきましては、令和2年10月策定の「鈴鹿市立保育所・幼稚園施設整備に関する基本方針」に基づき統廃合を進め、3年保育を一部の鈴鹿市立幼稚園で開始するなど就学前教育・保育環境を整えてまいりました。当該基本方針において、鈴鹿市立白子幼稚園、稲生幼稚園、加佐登幼稚園及び栄幼稚園は、令和5年度末までに集約化を図ることとしており、対象となるこれらの4園を廃園とするため、鈴鹿市立幼稚園廃園基準第4項に基づき鈴鹿市立幼稚園条例の一部を改正しようとするものでございます。改正内容につきましては、16ページのとおり、条例第2条の表から該当する白子幼稚園、稲生幼稚園、加佐登幼稚園及び栄幼稚園の項を削るものでございます。本条例改正については、令和6年4月1日の施行とするため、令和6年2月定例議会に議案として提出する予定です。説明は以上でございます。よろしく御審議いただきますよう、お願い申し上げます。

(教育長) ただ今の議案に御質問、御意見がございましたら、お伺いしたいと思います。

(教育長) それでは、御意見もないようですので、お諮りします。議案第2100号「鈴鹿市立幼稚園条例の一部改正について」を原案のとおり承認することに御異議はございませんでしょうか。

(委員一同) 異議なし

(教育長) 御異議がないようですので、議案第2100号を原案のとおり承認いたします。

続きまして、報告事項に移ります。報告事項1番目の「「鈴鹿市教育振興基本計画」(案)について」をお願いいたします。

(参事兼教育総務課長) それでは、私からは報告事項の「鈴鹿市教育振興基本計画(案)」につきまして、説明申し上げます。1ページの「「鈴鹿市教育振興基本計画」(案)について」を御覧ください。まず、1の「計画策定の趣旨」でございますが、本市では令和2年度に鈴鹿市総合計画2023と整合と連動を図る形で、現行の鈴鹿市教育振興基本計画を策定しております。本年6月に国が第4期教育振興基本計画を定め、教育施策の重点事項と基本的な方針が示され、また、今年度の「鈴鹿市総合計画2031」の策定に伴い、本市の学校教育に関する一般方針を定める基本計画と教育大綱も合わせて策定するものでございます。次に、2の「根拠法令」でございますが、教育振興基本計画につきましては教育基本法の規定に基づき策定をいたします。次に、3の「計画期間」でございますが、「鈴鹿市総合計画2031」の前期基本計画と整合させ、令和6年度から9年度の4年間でございます。次に、4の「計画の構成」でございますが、(1)計画策定にあたってから、(5)計画の効果的な推進のために、までの5章で構成しております。

次に、5の「鈴鹿市教育大綱」でございますが、平成26年度の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正により、本市では、平成28年度に教育大綱を策定し、理念や目標の施策の根本的な方針として、計画の一部分に位置づけを行っております。今回の策定案についても同様の位置づけとしております。次に、6の「計画の内容」でございますが、教育大綱には、めざす子どもの姿、基本理念及び3つの基本目標を掲げて

おります。そして、大綱の下位に5つの施策の基本的方向を掲げ、総合計画の基本施策と整合・連動しております。また、5つの施策の基本的方向の目標を達成するために、その下位に基本事業を位置づけております。さらに、本計画から新たに基本事業を支える取組として、非認知能力の育成及び教職員の働き方改革の推進に関する取組を加えております。基本事業の進行管理については、取組の進捗状況を毎年点検し、見直し・改善を行うものでございます。

次に、7の「今後のスケジュール」は記載のとおりでございまして、3月に公表予定でございます。続きまして、本計画案について説明させていただきます。別冊の「鈴鹿市教育振興基本計画（案）」の目次を御覧ください。先程、説明させていただきましたように第1章から5章で構成しております。なお、本計画案につきましては、カタカナ及び英語表記の言葉のほか聞き慣れない、新しい用語などについては、55ページ以降に用語解説を記載しております。それでは、本計画案の主な内容を説明いたします。1ページから3ページでは、第1章「計画策定にあたって」としまして、策定の趣旨、計画の位置づけのほか、2ページの下から2行目からは、新たな取組であります非認知能力の育成に関しまして記載しております。次に、4ページから5ページを御覧ください。第2章の「社会の現状と本市の教育課題」では、項目1で人口減少と少子高齢化について、項目2で社会の急激な変化に伴う学びの在り方について、項目3で家庭、地域との連携について、項目4で共生社会の実現について、それぞれ記載させていただいております。

次に、6ページから10ページを御覧ください。こちらは第3章の「鈴鹿市教育大綱」でございまして、教育大綱の策定にあたりましては、市長が招集する総合教育会議で審議いただくとともに、9月に市PTA連合会、各小中学校PTA及び学校運営協議会に意見聴取をさせていただいており、一部意見を教育大綱に反映させていただいております。

教育大綱では1の「めざす子どもの姿」を「人とつながり自ら豊かな未来を切り拓く鈴鹿の子ども」とし、2の「基本理念」を「誰もが輝きウェルビーイングが高まる鈴鹿の教育」としております。3の「基本目標」としまして、「(1) Society5.0で活躍する力を育むため、教育DXを推進します」、「(2) 家庭や地域とともにある学校づくりを推進します」、「(3) 安全で安心できる学びの教育環境を整備します」の3つの基本目標を掲げ、その意図について記載しております。

次に、11ページを御覧ください。こちらは第4章の「施策の取組」でございまして、「施策の基本的方向」としまして、「(1) 確かな学力を身に付け、グローバルな視点で主体的に未来を創る子どもの育成」から「(5) 学校環境の整備・充実」までの5つの方向に整理し、その意図、必要性を記載しております。なお、この5つの方向は「総合計画2031」の前期基本計画と整合しておりまして、成果指標の現状値につきましても総合計画と整合を図り、2022年度の数値を記載しております。

次に、21ページを御覧ください。こちらは「施策の基本的方向別の基本事業一覧」で5つの施策の基本的方向に主な基本事業を設定し、全部で23の基本事業で構成しております。基本事業については、現計画から引き続き取り組む事業のほか、今後、より一層求められる事業として、「教育DXの推進」、「自ら学ぶ子どもの育成」、「休日の部活動地域移行」などを挙げております。22ページを御覧ください。こちらは、本計画の全体の体系図を掲載しております。次に23ページを御覧ください。基本事業の記載様式を

掲載しております。基本事業ごとに、「めざす姿」、「現状と課題」、「主な取組内容」を記載しており、指標を設定させていただいております。なお、基本事業の案につきましても、教育大綱と同様に市PTA联合会、各小中学校PTA及び学校運営協議会に意見聴取をさせていただいております。また、「こども基本法」に基づき、各小中学校の児童・生徒会にも意見聴取をさせていただいており、パブリックコメント後に併せて整理を行う予定としております。この学校関係者及び子どもの意見聴取の実施結果につきましては、後ほど説明いたします。24 ページからは、基本事業を一覧順に掲載し、指標の現状値につきましては、最新の数値を記載することとし、2022 年度又は 2023 年度の数値を記載しております。

次に、50～51 ページを御覧ください。「基本事業を支える取組」の 1 点目としまして、「非認知能力の育成」を掲げております。近年、我慢する力や、コミュニケーションの力など測定することが難しい非認知能力の重要性が注目されております。国の教育振興基本計画におきましても非認知能力の育成が重要視されております。これまでは、知能や学力などの測定することが比較的簡単な認知能力が重要視されてきましたが、非認知能力と認知能力は互いに関連しており、両者をバランスよく伸ばすことが重要でありますことから、これまでの認知能力に加えて、非認知能力の育成に取り組むものでございます。非認知能力の要素としまして、特に、「やりぬく力」、「自制心」、「自己肯定感」、「社会性」の 4 点に注目し、本計画からの新たな取組として、全国に先駆けて非認知能力を測定していきたいと考えています。具体的には小学校 4 年生以上の児童・生徒を対象にアンケートを実施し、指標の現状値を把握した上で、取組の成果や課題を分析し、改善につなげてまいります。次に、52 ページを御覧ください。「基本事業を支える取組」の 2 点目は「教職員の働き方改革の推進」とし、現状と課題、主な取組内容について記載しております。こちらにつきましても本計画から記載しており、教職員の働き方改革の推進により、基本事業を支える取組につなげてまいりたいと考えております。

次に、53、54 ページを御覧ください。第 5 章「計画の効果的な推進のために」では、本計画の「進行管理」、「関係機関との連携・協力」、「計画の周知」について記載しております。55 ページ以降につきましては、用語解説を添付しております。鈴鹿市教育振興基本計画(案)についての説明は以上でございます。

続きまして、先ほど申し上げました学校関係者及び子どもに対する意見聴取の実施結果について説明申し上げます。別冊の「次期鈴鹿市教育振興基本計画に係る意見聴取結果について」を御覧ください。本意見聴取は、計画素案への反映を目的に、市PTA联合会、各小中学校PTA、学校運営協議会、児童会・生徒会の計 121 団体を対象に実施しました。調査時期は本年 9 月 1 日から 9 月 29 日でございます。意見聴取の方法といたしましては、別冊「資料編」記載の基本事業について、「主な取組」のうち特に取り組んでほしいこととその理由」、「記載の取組以外に取り組んでほしいこととその理由」、「その他」について意見を求めました。なお、各小中学校児童会・生徒会には、事務局の方から 1 校につき 1 基本事業を割り当て、当該基本事業について、意見を求めています。また、市PTA联合会、各小中学校PTA及び学校運営協議会には、基本事業を一つ以上選択していただき、当該事業について意見を求めています。いただきました御意見につきましては、2 ページ以降、基本事業ごとにまとめております。また、網掛けは小

中学校の児童会・生徒会の御意見でございます。説明は以上でございます。

(教育長) ただ今の報告に御質問、御意見がございましたら、お伺いしたいと思います。

(笠井委員) 詳細な御報告ありがとうございました。資料 50 ページの「基本事業を支える取組」のところで、国の基本計画と本市の基本計画で同じく重なるところと、独自で特色を持たせているところがあると思いますが、児童生徒に対して独自に重点ポイントを置いている点、52 ページにある教職員の働き方改革に関して、本市独自の特色を持たせている点がありましたら教えていただけましたらと思います。

(学校教育課長) 資料 52 ページの現状に記載しておりますように、これまで本市で進めてまいりました取組につきましては、国と同じように徐々に、成果の方が出ているところがございます。今後の主な取組内容にも書かせていただきましたが、本市では、ICT を重点的に活用してきたところがございます、各校の取組まで目を向けていきますと、独自の取組を進めている学校がありますが、やはり ICT を活用している部分が多くみられます。今後は、その学校の独自の取組としてではなく、ほかの学校に広げていくことを検討しております。

(教育委員会事務局参事) 50 ページに記載しております「非認知能力の育成」についてですが、国の教育振興基本計画においても、非認知能力育成の重要性やウェルビーイングとの関わりが言われておりまして、その点が本市と共通していると考えております。一方で、非認知能力の測定については、未だ確定した指標がございませんので、独自のアンケートを作成し、それを指標として取り組んでまいりますことが、本市で特色を持たせている点でございます。

(下古谷委員) 報告事項の 2 ページ、「6 計画の内容」のところで、「めざす子どもの姿」、「基本理念」、そして 3 つの「基本目標」を掲げて…とあり、下の方にいきますと、その下位に基本事業を位置付けているとあり、さらに、本基本計画から基本事業を支える取組ということで、先ほど話題に挙がりました、非認知能力と教職員の働き方改革の項目が書かれています。別冊の計画(案)の 3 ページの図では、今述べたものが順番に並んでいます。これに連動してと思うのですが、22 ページの体系図では、上から順番にこう下がってくると、基本事業で終わっていて、基本事業を支える取組が下にあった方がいいと思いました。その基本事業を支える取組として、50 ページの非認知能力の育成、52 ページの教職員の働き方改革の推進の 2 項目が挙がっておりますので、22 ページの体系図のところも、基本事業を支える取組の下に、この 2 つの取組がイメージできる絵ができればいいと思います。それを見据えて戻っていきますと、この案の中の 2 ページの「4 計画の内容」というところで、本基本計画がめざす子どもの姿、云々こう書いてきて、下から 2 行目の、「さらに…」というところが、この基本事業を進める取組のことを述べていると思いますが、ここでは非認知能力の 1 つだけが書かれていて、教職員の働き方改革の推進がないので、是非とも追記していただいた方がいいと思いました。

次に、もう1点ですが、22ページの体系図ですが、上から、「めざす子どもの姿」、「基本理念」、「基本目標」ときて、その下が施策の基本的な方向と書いていて、青色のところで、その下の基本事業のピンク色のところに移るときに、右の2つにつきましては、逆三角形の矢印が両者から引かれていて、左の3つは、真ん中だけが逆三角形で引かれています。21ページを見ていただきますと、それぞれの基本的方向に対して、基本事業が対応していると思いますので、左3つのうちの真ん中だけ逆三角形ではなくて、右も左も逆三角形の矢印を入れられた方がいいと思いました。

(参事兼教育総務課長) ありがとうございます。まず、2ページについてですが、基本事業を支える取組として、委員がおっしゃられたように、非認知能力と教職員の働き方改革の推進を本計画に挙げさせていただくということで、御指摘のように、この2ページの下から2行目の「さらに、…」以下のところに、教職員の働き方の改革の推進につきましても、文言を加えさせていただきたいと思います。続きまして、22ページの体系図ですが、こちら先ほど御指摘いただきましたように、最下段のところで、基本事業の下のところを支える取組を入れさせていただきたいと思います。3点目の御意見についてですけれども、この基本目標が、「Society5.0で活躍する力を育むため、教育DXを推進します」という1つの基本目標の下に、この3つ施策の基本的方向がきておりますので、このような矢印にさせていただいております。そして、その右側の「家庭や地域とともにある学校づくりを推進します」と、「安全で安心できる学びの教育環境を整備します」の基本目標には、その下にそれぞれ一つの施策がありますので、このような表記にさせていただきましたが、見た目が分かりにくいところで、再考をさせていただきます。

(下古谷委員) 今の説明内容をよく理解しておりますので、私が言いたいのは、その一つ下ですね。青色からピンク色に移るところですね、ここはそれぞれに対応しているかと思っておりますので、両サイドも逆三角形があったらいいのかなと思いました。今、御説明された内容を絵で表すとすると、「Society5.0で活躍する力を育む…」というところから一つの矢印が来て、下の3つの施策を黄色い枠みたいなもので囲んでおいて、全部が入っているようなイメージで、上は一つだけであるというような示し方をすると、今言われたような説明に繋がると思っておりますので、検討をお願いします。

(参事兼教育総務課長) 私に勘違いがございまして申し訳ございません。基本事業の上の部分ですね。青色からピンク色の部分の矢印につきましては、御指摘のとおり、矢印があった方が分かりやすいので、入れさせていただくようにいたします。

(松寫委員) 51ページの基本事業を支える取組のところで、先ほどから話に出ております、非認知能力について、「鈴鹿市版の非認知能力アンケート」を作成されたということで、このアンケートの内容が見当たらないので教えて欲しいのですが、指標を4段階で回答した児童生徒の平均値を目標値として、現状値3.1から目標値3.5と設定をされていますが、この4段階の回答はどのような構成になっているのか教えてください。

(教育委員会事務局参事) このアンケートの内容ですけれども、4つの非認知能力の要素がございますので、それぞれに対して4項目のアンケートで構成しております。例えば、やり抜く力のところでは、「私はがんばり屋である」とか、「苦しいことや困ったことがあってもあきらめない」など、子どもたちが答え易いような内容で構成されており、全部で16項目ございます。少し見づらい、分かりづらい部分もあるかとは思いますが、それぞれに「あてはまる」、「ややあてはまる」、「ややあてはまらない」、「あてはまらない」の4段階で回答となっております。

(松蔭委員) 御説明ありがとうございました。こうしたときに、例えば目標値としている3.5が達成されたとしても、その中に、先ほどの内容で言うと、質問内容にもよりますが、「あてはまる」もしくは「あてはまらない」と答えた人も現実にいると思います。要は、例えば、自己肯定感が「ある」、「ややある」、「ややない」、「ない」というアンケートで、平均3.5が達成されているが、自己肯定感がないと回答している生徒も現実にはいます。これに着目するのであれば、その4段階のうちの、悪い方の第一段階を答える生徒の数をゼロにするといった目標値の設定を並列してされた方がいいと思います。というのは、どうしても数字のマジックで、平均値を目標としてしまうと、どうしても取り残される部分に陽が当たらなくなるので、そこを見逃してしまいがちになります。そういうところに、きちんと目を当てて、そういう人を1人も作らないことを目標にするのは、ある意味、チャレンジングな目標設定かもしれませんが、そういうことをすることによって初めて、問題点の本質がクローズアップされるように思いますので、検討いただければというのが私の意見です。

(教育委員会事務局参事) 御意見ありがとうございます。実は、そうした議論も内部でございまして、今考えているところでは、アンケート結果をすべて個人に紐づけをしておいて、「あてはまらない」、「ややあてはまらない」と回答した子どもたちに対して、どのように教育活動の場でアプローチをしていくかなどを検討しているところでございまして、指標についても、併せて検討してまいりたいと考えております。

(教育長) 非認知能力アンケートのところは、初めての試みですので、委員の皆さんにもきちんと説明をしていく必要があると考えております。研究では、低学年では、「自分のことが好き」である子どもの割合が非常に高いですが、自己理解が進むにつれ、自己肯定感が低くなっていく傾向があるという結果もありまして、松蔭委員が言われたような、自己肯定感が低い子どもたちに目を向け、それを高めていくという指標設定についても、検討しているところでございます。

(下古谷委員) 53ページのPDCAサイクル図のところですが、「Plan」、「Do」、「Action」、「Check」が書かれている下に、ピンク色のひし形が書かれていますが、何か意味があるのでしょうか。

(参事兼教育総務課長) こちらのひし形につきましては、特に意味があるとは思いません

が、本計画も「鈴鹿市総合計画2031」を実現するための推進プランの一つであるという位置づけでございまして、総合計画をはじめ、本計画以外の推進プランにつきましても、全庁的にこのPDCAサイクル図で統一させていただいており、教育委員会事務局の方で独自に作成したものではございませんので、申し訳ございませんが、ひし形の意図は分かりかねます。

(下古谷委員) 個人的に推測した意見ですが、おそらくこの下に、地域や色々なところの外部有識者などで支えられており、このPDCAサイクルをまわしたときに、外部の意見も取り込めるようなイメージをしているのかと思いましたので、質問させていただきました。

(教育長) それでは、御意見もないようですので、その他事項に移ります。

(教育長) 「令和6年1月教育委員会定例会の開催について」をお願いします。

(参事兼教育総務課長) 令和6年1月定例会でございしますが、令和6年1月23日(火)午後2時から鈴鹿市役所11階教育委員会室において、開催したいと存じます。

(教育長) ただ今の提案に、御異議ございませんでしょうか。

(委員一同) 異議なし

(教育長) 御異議がないようですので、令和6年1月教育委員会定例会を令和6年1月23日(火)午後2時から鈴鹿市役所11階教育委員会室において開催することにいたします。

(教育長) 以上をもちまして、令和5年12月教育委員会定例会を終了いたします。ありがとうございました。

12月教育委員会定例会終了 午後3時19分

以上会議の顛末を録し、ここに署名する。

教育長 廣田 隆延

委 員 笠井 千佳